

行政の焦点



平成20年3月1日に、労働契約の基本的なルールを定めた労働契約法が施行され、平成25年4月1日には改正労働契約法の施行による「無期転換ルール」により、平成30年度には、多くの労働者に無期転換申込権が発生することになります。

厚生労働省では、無期転換ルール等の周知啓発のため、一般労働者・事業主向けセミナーの実施を主な内容とする「働き方・休み方改善に向けた効率化の趣旨」が進む中で、ホワイトカラーワーク者の増加、就業形態・就業意識の多様化、少子化の進展など、雇用・労働関係を取り巻く労働時間等のルールの定着・事業を、昨年度に引き続き平成27年度も実施しています。

周知は図られてきたものであるが、依然として、非正規労働者の解雇・雇止めや正規労働者の労働条件の変更、退職勧奨などの事例が多数見られ、民事上の個別労働紛争も減少したものの、引き続き高水準で発生（平成26年度23・8万件）しています。

個別労働紛争が防止され、労働者の保護が図られるよう、平成27年度においても引き続き、労働契約法等の周知・啓発を図ることとし、その場合、入社前後におけるトラブルに対処するため、これから労働者になろうとする者も含め、広く労働関係法令の教育、情報提供等を実施します。

【定着事業の概要】 1、働き方・休み方改

労働契約法等の労働法令については、これまでの取組みにより、一定の効果が得られています。この効果は、労働契約法等の周知・啓発を図りながら、個別の労働関係が安定することが期待されています。

労働契約法等の労働基準法等の労働関係法令について、労働者・中小事業主等に対し、労働契約等解説セミナー（全国47都道府県において各県1～4回）、中小零細企業等が多数所属する団体等の依頼により開催したり、傘下の中小零細企業主を主な対象としたセミナー（全国で10箇所程度）及び前記以外の個別の団体・組織からの要望に応じて、無料で講師を派遣するセミナー（全国で5回開催）を実施します。

働き方・休み方改善に向けた効率化のルールの定着事業について

2、事業内容

労働契約法や労働基準法等の労働関係法令について、労働者等に対し、研修テキストに基づき、

3、事業の実施方法

本事業は、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社に委託して実施します。

会員事業場専用無料相談ダイヤル

「企業の労働110番」

電話 <052> 961-1711
FAX <052> 961-9635

企業の労働なんでも110番

メールアドレス
roumu@meihokurouki.or.jp

セミナー事業を開催しま

す。なお、本年度は、一

般労働者・事業主向け労

す。なお、本年度は、一

般労働者・事業主向け労